

5 日常生活の援助

5 日常生活の援助

障害者の日常生活に対するサービス

日中活動（地域活動支援センター）

通所により創作活動、機能訓練、生産活動などの各種サービスを提供します。

ふれあいハウス	機能訓練や創作的活動を行うことで地域生活の支援をする。	上尾市本町4-13-1 上尾市社会福祉協議会仮事務所 (上尾保育所2階) ☎048(776)2235 FAX048(772)8647
あけぼの	自立の促進、生活の質の向上を図ることができるよう、入浴・食事の提供、創作的活動、機能訓練を行うことで地域生活の支援をする。	上尾市大字上野567 ☎048(726)8612 FAX048(726)6782
杜の家	創作活動または生産活動を行うことで地域生活の支援をする。	上尾市緑丘2-2-11 ☎048(778)3531 FAX048(778)3533

訪問入浴サービス

居宅において入浴が困難な重度の障害者等に対して、訪問入浴車を居宅に派遣して入浴のサービスを提供します。介護保険の認定対象者は、介護保険のサービスが優先されます。

対 象 身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級または療育手帳㊤・Aの方で、医師から入浴可能と判定され、家族の立会いと介助が得られる人

内 容 月10回を限度に、特別浴槽を室内に入れて入浴する

利用料金 下表のとおり、利用者負担があります。

所得区分	利用1回当たりの負担額
市民税課税世帯	1,250円
市民税非課税世帯、生活保護世帯	0円

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

ふれあい収集

ごみを集積所に出すことができない方の自宅に週1回訪問して、玄関前などから家庭ごみを収集し、あわせて声掛け（安否確認）を行います。

対 象 ごみを集積所まで出すことができず、次の①・②のいずれかに該当する人で構成されている、市から承認を受けた世帯

※親族・近所の方・ボランティアなどの協力で、ごみ出しが可能な方は対象となりません。

① おおむね65歳以上の高齢者

② 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている人

手 続 き ケアマネジャー、地域包括支援センター職員又は民生委員に相談のうえ、次の問い合わせ先に申請してください。

5 日常生活の援助

問い合わせ 西貝塚環境センター(上尾市西貝塚 35-1) ☎048(781)9141 FAX048(781)9166

生活サポート事業

障害児(者)を一時的に介護したり、外出の付き添いをしたりするなど本人や家族の必要としている介護サービスを時間単位で提供するものです。

対 象 ①身体障害児(者) ②知的障害児(者) ③精神障害者 ④難病者

利用料金 18歳以上：1時間950円(生活保護受給者は0円)

児童(18歳未満)：世帯の所得状況により1時間0円～950円

利用時間 対象年度内で150時間までの助成(年度とは4月1日～翌年3月31日)

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

※事業所の一覧を希望される方は障害福祉課のホームページをご確認いただくか、障害福祉課にご連絡ください。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に外出の際に移動の付き添い支援を行います。

対 象 ①視覚障害者(児)

②肢体(上下肢1級)の障害者(児)または医師の意見により上下肢の障害の程度が同程度と認められる方

③知的障害児(者)

④精神障害者

⑤知的障害者更生相談所または児童相談所において知的障害があると判定された方

⑥医師により発達に障害があると診断された方

利用料金 費用の1割負担(生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は0円)

その他移送にかかる費用は実費になります。

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

※事前に申請が必要なため、希望する場合はご相談ください。

あんしんサポートねっと(福祉サービスの利用援助)

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

対 象 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等

利用料金 有料(生活保護世帯は無料)

問い合わせ 上尾市社会福祉協議会仮事務所(上尾保育所2階)

※事前に申請が必要なため、希望する場合はご相談ください。

☎048(773)7155 FAX048(772)8647

5 日常生活の援助

成年後見制度

判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者に代わり、財産管理や契約等の法律行為を行う代理人を選任する制度です。

援助者 (後見人等のほかに監督人を選任することがあります。)	対象となる方
補助人	判断能力が不十分な方
保佐人	判断能力が著しく不十分な方
成年後見人	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
任意後見人	本人の判断能力が不十分になったとき、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助します。

問い合わせ 上尾市成年後見センター 上尾市本町4-13-1
 ※R6. 4. 1～R8. 3. 31 は一時移転中 上尾市社会福祉協議会仮事務所(上尾保育所2階)
 ☎048(700)7036
 さいたま家庭裁判所 さいたま市浦和区高砂 3-16-45 ☎048(863)8816

避難行動要支援者の登録

市では、災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが難しい方々(避難行動要支援者)の名簿を作成しております。この名簿を避難支援等関係者(地域の自治会や自主防災会など)に提供し、災害時や日頃から支援が行われるよう、地域内での取り組みを進めていくものです。

対象者 在宅者のうち、以下の要件に合致する方

- ①要介護3以上の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳(1・2級)を所持している方
- ③療育手帳(A・A)を所持している方
- ④精神障害者保健福祉手帳(1・2級)を所持している方
- ⑤ご本人などから希望された方
- ※上記①～④の条件に満たない方や、乳幼児、難病患者、その他特に配慮を要する方も、希望された方は対象になります。
- ⑥その他、市が必要と認めた方

問い合わせ 危機管理防災課(市役所4階) ☎048(775)5140 FAX048(775)9927
 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872
 高齢介護課(市役所2階) ☎048(775)4190 FAX048(776)8872

5 日常生活の援助

ヘルプマーク

義足や人工関節をしている方。内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていることを知らせる効果」とそれを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。

使用方法 付属のストラップを利用して、鞆等につけて使用します。

付属のシールは、ヘルプマークの利用者が必要に応じて貼ることができます。

(シールにはヘルプマーク利用者が周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記入することができます。)

問い合わせ	障害福祉課（市役所 2 階）	☎048(775)5315	FAX048(776)8872
	高齢介護課（市役所 2 階）	☎048(775)5124	FAX048(776)8872
	子ども家庭総合支援センター （市役所 5 階）	☎048(783)4964	FAX048(774)5342
	発達支援相談センター	☎048(725)3373	FAX048(725)2971
	健康増進課（東保健センター）	☎048(774)1414	FAX048(774)8188
	（西保健センター）	☎048(774)1411	FAX048(776)7355

ヘルプカード

障害のある方などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひするためのカードです。

内 容 意思表示が難しい方が、支援や配慮をしてほしい内容などを記入し、普段から携帯します。災害時や緊急時、日常で困りごとが起きた時などに周りの人に示す方法として活用するものです。

入手方法 危機管理防災課(窓口) 障害福祉課(窓口) 高齢介護課(窓口)
各支所・出張所

問い合わせ	危機管理防災課（市役所 4 階）	☎048(775)5140	FAX048(775)9927
	障害福祉課（市役所 2 階）	☎048(775)5315	FAX048(776)8872
	高齢介護課（市役所 2 階）	☎048(775)5124	FAX048(776)8872

サポート手帳

内 容 埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しています。この「サポート手帳」は、主に発達障害があったり、発達が気がかりだったりするお子さんをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。

問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

ダウンロード 埼玉県発達障害総合支援センターのホームページからダウンロードできます。

5 日常生活の援助

緊急通報システム

家庭での突然の事故や病気の際に使用できる、ボタンを押すだけで緊急通報センターにつながる端末機を貸し出しします。

対象者 おおむね 65 歳以上で常時注意を要し、安否の確認が必要な人、または外出が困難な重度身体障害者

内容 ペンダント型の無線発信機と緊急通報機を貸与する。機器の使用料は自己負担（市民税非課税世帯は利用料無料）

問い合わせ ①高齢介護課（市役所 2 階） ☎048(775)5124 FAX048(776)8872

②障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

ファックス 119 番（消防署）

音声での 119 番通報が困難な場合に利用できる通報システムです。通報者は 119 番にファックスを送信し、内容を伝えることができます。

問い合わせ ①上尾市消防本部（上尾市上尾村 537） ☎048(775)1311 FAX048(770)1900

②障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5315 FAX048(776)8872

メール 119 番（消防署）

メールアドレスを登録した人を対象に、携帯電話などのメールで上尾市・伊奈町消防指令センターに火災や救急などの緊急通報ができます。

対象 市内に在住か通勤または在学の聴覚、音声・言語またはそしゃく機能に障害のある方
利用手続き 利用案内書、申請書などの配布・受付は、上尾市消防本部指令課、障害福祉課

問い合わせ ①上尾市消防本部（上尾市上尾村 537） ☎048(775)1311 FAX048(770)1900

②障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5315 FAX048(776)8872

Net119 緊急通報システム（消防署）

スマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、自宅や、外出先から簡単な操作で素早く音声不要の緊急通報を行うことができます。システムの利用は無料です。（通信費は自己負担）

対象 市内、または伊奈町に在住、通勤または在学の聴覚、音声・言語またはそしゃく機能に障害のある方

利用手続き 申請方法は、(1)窓口で申請する方法、(2)Web で申請する方法があります。

問い合わせ ①上尾市消防本部（上尾市上尾村 537） ☎048(775)1311 FAX048(770)1900

②障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

③上尾市社会福祉協議会 ☎048(773)7155 FAX048(775)5587

④伊奈町社会福祉課（伊奈町中央 4-355） ☎048(721)2111 FAX048(721)2137

5 日常生活の援助

(埼玉県警察) メール・FAX110番

(聴覚や言語等に障がいのある方の110番通報)

埼玉県警察では、耳が聞こえない方や言葉が話せない方等、音声による110番通報が困難な方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「メール110番」、「FAX110番」を開設しています。

※住所は必ず入力してください。現場に警察官を派遣できません。

※通常の110番通報が可能な方は、音声による通報をお願いします。

「メール110番」セキュリティ向上のため、一部のスマートフォンと古いブラウザ使用のパソコンからのアクセスはできませんので、ご了承をお願いします。

緊急の際には110番のご利用、または「FAX110番」のご利用もご検討ください。

詳しくは、埼玉県警察のホームページを確認してください。

通報先 ①メール110番 通報用アドレス <http://saitama110.jp/>

②FAX110番 FAX (0120)264-110

県警察 HP <http://www.police.pref.saitama.lg.jp/d0020/kenke/kinkyu110-mail110.html>

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人（以下、きこえない人）と、きこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。

24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。通話料等は自己負担です。詳しくは、日本財団電話リレーサービスのホームページを確認してください。

問い合わせ 日本財団電話リレーサービス <https://www.nftrs.or.jp/>

☎03(6275)0910 FAX03(6275)0913 メール info@nftrs.or.jp

カスタマーセンター ☎03(6275)0912

5 日常生活の援助

補装具・日常生活用具

補装具（購入・修理・借受け）費の支給

身体障害者の職業や日常生活能力の向上を図るために、下表の補装具の購入・修理・借受けにかかる費用を支給します。※下線は借受け対象品目（一部は完成用部品のみ）

障害種別	補装具
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（色めがねを除く）
聴覚	補聴器（電池交換の費用は、利用者負担） 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者（児）	<u>義肢、装具</u> 、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のつえを除く）、 <u>座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置</u>
肢体不自由児（18歳未満）	<u>座位保持いす</u> 、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※介護保険からの貸与が優先となる品目もありますので、不明な点をご相談ください。

対象 身体障害者（児）、難病患者

世帯の範囲 ① 18歳未満の方は、住民票上同一世帯の世帯員全員
② 18歳以上の方は、障害者本人及び本人と住民票上同一世帯の配偶者
＜※対象外となる場合：対象者の世帯に市民税の所得割46万円以上の方がいる場合＞
☆児童の場合は世帯の所得にかかわらず支給の対象となります。

利用者負担額 ① 市民税課税世帯の人 補装具の基準額の1割
② 市民税非課税世帯の人および生活保護世帯の人 無料
※基準額を超えた部分については自己負担となります。

月額負担上限額 下表のとおり、収入に応じて1か月当たりの負担上限額があります。

対象者	月額負担上限額
市民税課税世帯の人	37,200円
市民税非課税世帯の人および生活保護世帯の人	0円

手続き 事前に障害福祉課へ申請の上、原則として県総合リハビリテーションセンターの判定（児童の場合は自立支援医療機関の意見書他）が必要になります。

問い合わせ 障害福祉課（市役所2階） ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

5 日常生活の援助

労災保険による義肢等の支給

労災保険の受給者には必要に応じ、次のような義肢等の支給があります。

義肢(修理も可) 体幹装具 義眼 眼鏡 車いす 電動車いす 補聴器 かつら 人工喉頭 収尿器 浣腸器付排便剤 床ずれ予防用敷ふとん 歩行車 介助用リフター 点字器 上・下肢装具 視覚障害者安全つえ 歩行補助つえ ストーマ用装具 ギャッジベッド 座位保持装置 等

対 象 労災に基づく障害(補償)給付等を受給している人

問い合わせ さいたま労働基準監督署 さいたま市中央区新都心 11-2 ランドアキスタワ- 14 階
☎048(600)4802(労働保険加入手続・労災保険給付) FAX048(600)4805

日常生活用具の給付

市内の自宅に居住する障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具にかかる費用の一部を給付します。日常生活用具の一覧を希望される方は障害福祉課のホームページをご確認いただくか、障害福祉課にご連絡ください。

なお、日常生活用具給付対象者についての用語を次のとおり規定します。

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている者
知的障害者	療育手帳の交付を受けている者
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
障害者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者
難病患者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)施行令別表に掲げる特殊の疾病による障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者で、上記「障害者」以外の者
小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等で医療受給者証の交付を受けている者で、上記「障害者」および「難病患者」以外の者

【他制度との関係】

介護保険

介護保険被保険者の場合、共通する品目等については、障害者総合支援法の日常生活用具給付より、介護保険の給付・貸与が優先です。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付(※給付のみの制度で修理はありません)

小児慢性特定疾病児童等の場合、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付より、障害者総合支援法の日常生活用具給付が優先です。

【利用者負担額】

市民税課税世帯は基準額の10%、市民税非課税世帯と生活保護世帯は基準額の0%です。ただし、点字図書については、一般図書の購入価格相当額です。

また、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付については、所得に応じた自己負担がありますが、自己負担額に対して市で補助を行っています。

5 日常生活の援助

難聴児補聴器購入費の助成

上尾市では難聴児が装用する補聴器購入費及び修理費の一部を助成しています。

補聴器購入前に申請が必要なことや本制度申請用の意見書作成費用が自己負担であるなどの留意点がありますので、障害福祉課にお問い合わせください。

対象児童 助成対象となるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する児童です。

- ①市内に住所を有する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものであること。
- ②聴覚の障害の程度が両耳の聴力レベルそれぞれ 25 デシベル以上である者で、当該障害で身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- ③補聴器を装用することにより、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した者であること。
- ④対象児童が他の法令の規定に基づき、補聴器の購入に要する費用に係る助成を受けられないこと。

助成金額 助成金の額は、補聴器の種類に応じた基準価格の範囲内で購入費用の 3 分の 2 です。

問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

リサイクル福祉機器の貸し出し

市内在住の介護保険非対象者等で、ベッド・マットレス・車いす（電動は除く）を必要とする人に貸し出しています。（貸出機器はリサイクル福祉機器であり、点検・消毒されたものです）

利用料金 無料（ただし、搬入料等の実費負担があります）

問い合わせ 上尾市社会福祉協議会仮事務所(上尾保育所 2 階)

☎048(773)7155 FAX048(772)8647

福祉機器等の展示

福祉機器の展示、紹介などを行っています。また、日常生活における自助具等の展示もあります。

問い合わせ 介護すまいる館 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1F

開所時間 火～日曜日 9：00～17：00

休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、第 1 日曜日、年末年始

☎048(822)1195 FAX048(822)1426

5 日常生活の援助

視覚障害者用具の販売・あっせん

取扱品目 日常生活用具

点字タイプライター・時計・体重計・体温計・電磁調理器・拡大読書器・活字文書読上げ装置・テープレコーダー・歩行時間延長信号機用小型送信機、血圧計・娯楽用品・スポーツ関連用品・雑貨類、その他

問い合わせ ①日本視覚障害者団体連合 東京都新宿区西早稲田2-18-2 日本視覚障害者センター(用具購買所) ☎03(3200)6422 FAX03(3200)6428

②日本点字図書館 用具事業課 わくわく用具ショップ
東京都新宿区高田馬場1-23-4
☎03(3209)0751 FAX03(3200)4133

住宅(住まい)

居宅改善整備費の支給

在宅の重度障害者が居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善するための費用を補助します。

なお、介護保険の認定対象者は介護保険の住宅改修が優先になります。

対象 身体障害者手帳1・2級所持者で下肢または体幹機能障害がある人

補助額 対象経費の3分の2の額。ただし、生活保護世帯は対象経費の全額(限度額24万円)

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

県営住宅入居申し込みの優遇

次の障害者については、県住宅供給公社で定める「収入基準」の範囲内であれば県営住宅の入居申し込みができます。また、入居申し込みの抽選の際、当選率も優遇されます。

対象 ①身体障害者手帳1~4級 ②療育手帳 等級㉔~B
③精神障害者保健福祉手帳1級~2級 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人の一部
⑤難病により障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている人
⑥高齢者(60歳以上の人)

問い合わせ 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 さいたま市浦和区仲町3-12-10
☎048(829)2875 FAX048(825)1822

UR賃貸住宅入居申し込みの優遇

次の要件に該当する人を含む世帯に対して、UR賃貸住宅の入居申し込みの抽選の際、当選率が優遇される場合があります。

対象 ①身体障害者手帳1~4級
②療育手帳・精神保健福祉手帳所持者で重度かつ常時介助が必要な方
③高齢者(60歳以上の人) ④子育て世帯

問い合わせ UR都市機構

浦和住まいセンター さいたま市南区沼影1-10 ラムザタワーA棟5階
☎048-711-7150(営業時間は日曜・祝日を除く午前9時30分~午後5時30分)

5 日常生活の援助

行動範囲の拡大

<対象者は福祉タクシー券と自動車燃料費助成のどちらかひとつを選択できます>

福祉タクシー券

上尾市内に住所を有し、在宅で生活している重度心身障害者等に、社会参加の促進や、日常生活援助のためにタクシー券を交付します。

対 象 身体障害者手帳 1・2 級、下肢または体幹機能障害を含む 3 級、療育手帳④・A の所持者
内 容 埼玉乗用自動車協会に加入又は上尾市と協定を結んだ埼玉県内のタクシー会社を利用する場合、基本料金が無料となる利用券を 1 ヶ月当たり 3 枚（年間 36 枚）交付します。タクシー券の利用は、1 回の乗車につき 1 枚限りです。ただし、タクシー運賃が初乗り運賃に相当する額の 2 倍以上の額になる場合は、当該利用券を 2 枚まで使用することができます。なお、釣銭は出ません。
※再発行はできませんのでご注意ください。タクシー券は年度ごとに更新されるため、対象者には毎年 3 月下旬に新しいタクシー券を送付します。

問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

自動車燃料費の助成

上尾市内に住所を有し、在宅で生活している重度心身障害者等の社会参加の促進や、日常生活援助のため、障害者及び障害児の保護者に自動車燃料費の助成を行います。※事前に認定の申請が必要です。なお、年度毎の（請求）申請が必要となります。

対 象 身体障害者手帳 1・2 級、下肢または体幹機能障害を含む 3 級、療育手帳④・A の所持者
内 容 18 歳に到達する年度末までは月額 1,000 円。それ以降は月額 500 円。
※対象年齢は、4 月 1 日時点における年齢にて判断します。

請求申請 18 歳以上：年度内（4 月 1 日～翌年 3 月末まで）に 6,000 円を上限に申請。

障害児：年度内（4 月 1 日～翌年 3 月末まで）に 12,000 円を上限に申請。

※翌年 3 月末が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その直前の平日になります。

※申請の際は、申請書・領収書（上尾市内の給油所に限る）が必要となります。

申請書は上尾市障害福祉課のホームページからダウンロード可。

※指定口座への振込（翌年度 4 月中旬～5 月中旬）

問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

リフト付車両「ふれあい号」の運行

車いすのまま乗れるリフト付車両ふれあい号を運行しています。利用の際は、原則として付き添いの方がが必要です。

対 象 身体障害者手帳 1・2・3 級を持ち、常時車いすを利用している人

運行内容 埼玉県内の①医療機関への通院 ②公的機関での手続き等
月～金曜日(日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

運行時間 8:00～20:00

利用方法 「リフト付車両利用登録申請書」に記入し、登録を申請する。

5 日常生活の援助

利用料金 無料(ただし、駐車場などの料金は実費)

問い合わせ 上尾市社会福祉協議会仮事務所(上尾保育所2階)

☎048(773)8500 FAX048(772)8647

福祉車両「あゆみ号」の貸出し

車いすを利用している方または外出時に介助を必要とする方のために、車いすのまま乗れるリフト付き福祉車両を貸出します。

対 象 ①上尾市在住で、車いすを利用している方、外出に介助を必要としている方。
②身体障害者団体

利用期間 半日以上3日以内

利用料金 無料(ただしガソリン代、有料道路通行料金、有料駐車場料金は実費負担)

貸出手続 事前に予約状況をご確認いただき、利用する場合はその1ヶ月前から利用日の3日前まで(土日祝日を除く)に、申請書の提出が必要です。

※運転免許証のコピーと印鑑が必要です。

問い合わせ 上尾市社会福祉協議会仮事務所(上尾保育所2階)

☎048(773)8500 FAX048(772)8647

リフト付大型バス「おおぞら号」の運行

障害者(児)団体等が更生訓練、研修等を行う場合、車いす用リフト付大型バスおおぞら号(一般座席29、補助席7、車いす固定席2、車いす格納スペース3台分)を運行します。

利用料金 無料(ただし有料道路、駐車場料金、バス乗務員の食事宿泊等を除く)

問い合わせ 埼玉県障害者福祉推進課 ☎048(830)3309 FAX048(830)4789

身体障害者補助犬の給付

国や自治体が管理する施設のほか、電車・バスなどの公共交通機関、ホテルやレストラン、デパートなど不特定多数が利用する民間施設については、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬を同伴しての利用を拒むことはできません。

なお、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に給付されますが、給付にあたり、訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。※18歳以上であり、補助犬の飼育管理ができるなどの要件があります。

対 象 盲導犬 視覚障害1級
介助犬 肢体不自由1, 2級
聴導犬 聴覚障害2級

問い合わせ 埼玉県障害者福祉推進課 ☎048(830)3309 FAX048(830)4789

5 日常生活の援助

運転適性相談

運転免許の取得・更新等を希望している人で、心身に障害があり、免許取得に不安を感じている人の事前相談、検査・指導を実施しています。なお、詳細は事前にお問い合わせください。

相談日 月曜日～金曜日(祝・休日・年末年始を除く)、第3日曜日(事前に予約が必要です)
9:00～15:00

費用 無料(持ち物は各自事前にご確認ください。)

問い合わせ 県警察本部運転免許センター1階 安全運転相談室
鴻巣市大字鴻巣 405 番地 4 ☎048(543)2001 (音声ガイダンス)

自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳所持者が普通自動車第1種免許を取得する場合、取得費(自動車教習所の費用)の一部を助成します。

※自動車運転免許を取得した後1年以内に申請してください。

助成額 取得費用の3分の2の額(限度額10万円)
(助成金の支払いは、運転免許証取得後かつ取得費支払後となります)

必要書類 自動車運転免許の取得に要した費用についての領収書の写し
取得した自動車運転免許証の写し

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

自動車改造費の助成

運転免許を所持している身体障害者が、運転を容易にするために自動車を改造する場合、費用の一部を助成します。

対象 次のいずれにも当てはまる方

- ① 市内に住所を有している
- ② 肢体不自由の身体部位で身体障害者手帳を所持している
- ③ 就労等に伴い、本人又は同居する親族が所有し、本人が運転する自動車の操向装置(ハンドルをいう。)、駆動装置(アクセル及びブレーキをいう。)その他の装置の一部を改造する必要があること。
- ④ 前年の所得(各種所得控除後の額)が特別障害者手当の所得制限を超えていないこと。

(⇒78ページ)

助成額 10万円を限度とする

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

5 日常生活の援助

埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。交付申請書（ホームページからダウンロード）に必要な添付書類を添えて、市町村の窓口での申請又は県への電子申請、郵送申請をすることができます。

区分		交付基準	申請に必要な書類等	有効期間	
身体障害者	視覚障害者	4級以上	身体障害者	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		脳原性運動機能障害			上肢機能 2級以上
移動機能 6級以上					
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上			
知的障害者		A以上	療育手帳		
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		要介護1以上の方	介護保険被保険者証		
妊産婦 （出産後は乳児と同伴の場合に限る）		妊娠7箇月から産後1年までの方	母子健康手帳	妊娠7箇月から産後1年まで	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方		医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

電子申請 埼玉県の電子申請システムにて申請して下さい。

郵送申請 (1) 交付申請書、(2) 必要な添付書類を以下担当まで送付してください。

送付先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県 福祉部 福祉政策課 政策企画担当

☎048(830)3223 FAX048(830)480

5 日常生活の援助

駐車禁止の適用除外

日常生活（通院・通学・買物等）のため、次の障害者が運転または同乗した際、「駐車禁止除外標章」を提示すれば駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。

対 象 ① 次の身体障害者手帳又は戦傷病者手帳所持者のうち歩行困難な人

障害の区分		障害等級(区分等級)
視覚障害		1～3 級、4 級の 1
聴覚障害		2～3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1～4 級
体幹不自由		1～3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2 級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1～4 級
心臓機能障害		1 級及び 3 級
じんぞう機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3 級
肝臓機能障害		1～3 級

②療育手帳(A)・Aの所持者

③精神保健福祉手帳 1 級の所持者

④小児慢性児特定疾患児手帳所持者のうち色素性乾皮症患者

手続き ①～④のいずれかの手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑を持参し、上尾警察署へ

※手続きには、できるだけ本人が同行するようにしてください。

申請受付日：月曜日から金曜日（祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

申請受付時間：午前 9 時 00 分から午後 4 時 15 分まで

問い合わせ 上尾警察署交通課 上尾市本町 5-1-1 ☎/FAX048(773)0110

5 日常生活の援助

社会参加の支援

手話通訳者の派遣

聴覚障害者等の日常生活や社会生活においてコミュニケーションを円滑にし、社会参加を推進するために手話通訳者を派遣します。また、電話ができない聴覚障害者等に対し、電話通訳や電話中継も行っています。

- 対 象** 市内に居住する聴覚、音声・言語機能障害のある方、その家族、関係者、団体等
- 内 容** 派遣時間は午前 7 時から午後 10 時までの間、病院、学校関係、各種手続き、会社の面接など（営業活動、宗教活動、政党の宣伝活動、遊興・娯楽などには派遣できません。）
- 派遣地域** 埼玉県内、東京 23 区（その他の地域については、他県の派遣事業をご紹介します。）
- 利用料金** 無料（企業等からの通訳依頼(研修等)は有料で派遣しています）
- 問い合わせ** 手話通訳者派遣事務所（総合福祉センター内）
☎048(773)7155 FAX048(775)5587 携帯メール ageoshuwa@t.vodafone.ne.jp

要約筆記者派遣事業

聴覚障害者等の福祉の増進及び社会参加の促進を図るため、会議などで発言の内容を要約する、要約筆記者を派遣します。

- 派遣の範囲** 聴覚障害者団体その他の福祉関係団体主催の会議への団体派遣、要約筆記以外に適当な意思伝達の方法がない個人を対象とした通院等への派遣
- 問い合わせ** 障害福祉課（市役所 2 階） ☎048(775)5315 FAX048(776)8872

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚との複合した障害をもつ「盲ろう者」の生活に欠かせない「通訳・介助員」の派遣があります。各種手続きや交流会、会議などでの通訳及び日常生活での外出時の介助を行う通訳・介助員を派遣します。

- 開所時間** 火曜日から金曜日 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分
- 問い合わせ** 埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所
さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内
☎/FAX048(823)7080
メールアドレス haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

5 日常生活の援助

選挙に行くことができない人への支援

(郵便等による不在者投票・代理記載投票)

選挙において、身体の不自由などを理由に投票所に行くことができない人への支援として、郵便等による不在者投票制度があります。この制度を利用できる人は、次の表のいずれかの基準に該当し、事前に手続きを行い、市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書の交付を受けている人です。

手帳等	障害の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級又は3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

○郵便等投票証明書の交付手続き

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証のうちいずれかを市選挙管理委員会事務局へ持参し、申請してください。

※郵便等投票証明書の交付には日数を要しますので、早めに申請をお願いします。

○投票用紙等の請求手続き

郵便等投票証明書の交付を受けた後、選挙ごとに市選挙管理委員会事務局へ投票用紙等の請求をしてください。請求の締め切りは、選挙期日(投票日)の4日前までとなっています。

さらに、郵便等による不在者投票において、自ら投票の記載をすることができない人への支援として、代理記載投票制度があります。この制度を利用できる人は、次の表のいずれかの基準に該当し、事前に市選挙管理委員会に届出を行っている人です。

手帳等	障害の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳		特別項症から第2項症

○代理記載投票の手続き

上記の郵便等投票証明書の交付手続きを行う際に、代理記載人となるべきものの届出書および代理記載人となるべきものによる同意書・宣誓書を添えて申請してください。なお、代理記載人は選挙権を有している必要があります。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局(市役所4階) ☎048(775)9689 FAX048(775)9819

声の広報

毎月1日に発行している『広報あげお』を、CD(デジジー方式)に録音した物です。

広報を読むことが困難な視覚障害がある人で、希望する人に無料で貸し出しています。

申し込みは随時受け付けています。また、市WEBサイトではデータ版(mp3)も公開しています。

問い合わせ 広報広聴課(市役所3階) ☎048(775)4918 FAX048(776)8873

5 日常生活の援助

声の議会だより

年4回発行している『あげお議会だより』を、CD(デジター方式)に録音した物です。議会だよりを読むことが困難な視覚障害がある人で、希望する人に無料で貸し出しています。申し込みは随時受け付けています。また、市WEBサイトではデータ版(mp3)も公開しています。(例年5月・8月・11月・2月発行ですが、市議会の会期により、発行月がずれることがあります。)

問い合わせ 議会事務局議事調査課(市役所3階) ☎048(775)9467 FAX048(776)2230

点字版・テープ版県広報紙

視覚障害者に、『彩の国だより』『埼玉県議会だより』の点字版・音声版(デジター版)などを配布しています。

問い合わせ 『彩の国だより』県民生活部広報課

☎048(830)2857 FAX048(824)7345

『埼玉県議会だより』議会事務局政策調査課

☎048(830)6257 FAX048(830)4923

耳で聞く図書

市内に在住、在勤、在学で視覚に障害がある方、また活字による読書が困難な方に、録音図書(カセットテープ・デジターCD)の来館・郵送貸し出し(視覚障害者のみ)を行っています。

問い合わせ 上尾市図書館 上尾市上町1-7-1 ☎048(773)8521 FAX048(776)7330

下記の図書館では視覚障害者に対して、点字図書の貸し出し、対面朗読などの事業を行っています。

	県立熊谷図書館 視聴覚資料・図書館振興担当	県立久喜図書館 バリアフリー読書推進担当	県立熊谷点字図書館
住所	埼玉県熊谷市箱田5-6-1	埼玉県久喜市下早見85-5	熊谷市末広3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎3F
電話	048(523)6291	0480(21)2729	048(525)0777
FAX	048(523)6468	0480(21)9918	048(527)4023
サービス内容	◎登録が必要。電話または手紙・Eメールで登録可。 ◎郵便による貸し出し(視覚障害者のみ無料)を行っている。 (点字図書・デジター図書・テープ図書) ◎利用の申し込み・問い合わせ先：県立久喜図書館 ※内容は各図書館により異なりますので、ご確認ください。		◎登録が必要。電話または手紙・Eメールで登録可。 ◎郵便による貸し出し(視覚障害者のみ無料)を行っている。 (点字図書・デジター図書・テープ図書)

5 日常生活の援助

(障害のある方向け) 本、視聴覚資料などの宅配サービス (上尾市図書館)

肢体不自由や施設入所などの理由で図書館への来館が困難な方に、希望する図書・雑誌や CD・DVDなどを宅配で貸出し、また回収するサービスです。利用は無料です。利用には条件があります。詳しくは、図書館へお問い合わせください。

問い合わせ 上尾市図書館 上尾市上町 1-7-1 ☎048(773)8521 FAX048(776)7330

5 日常生活の援助

各種資金の貸付け

生活福祉資金の貸付け

生活福祉資金貸付制度は、次のような世帯の生活向上に役立てていただくため、国と県が資金を出し合って、民生委員の相談援助のもとに各種資金の貸付けを行うものです。

ただし、貸付けには審査がありご希望にそえない場合もあります。受付窓口は上尾市社会福祉協議会です。

対象世帯

他からの借入れが困難な低所得・障害者・高齢者世帯

貸付条件

- ①資金種類によって貸付条件、貸付金額等が異なります。
- ②貸付利子については、連帯保証人を立てられる場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合は有利子（ただし、教育支援資金、緊急小口資金は無利子）です。
利率は資金種類によって異なります。

貸付資金の種類

①総合支援資金

失業等の理由により、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために、継続的な相談支援（就労支援、家計指導）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより、自立が見込まれる世帯に貸付けします。

②福祉資金

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付けします。

1)福祉費

日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用

- ・生業を営むために必要な経費
- ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ・福祉用具等の購入に必要な経費
- ・障害者用自動車の購入に必要な経費
- ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
- ・負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- ・冠婚葬祭に必要な経費
- ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ・就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ・その他日常生活上一時的に必要な経費

③教育支援資金

低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に入学・就学するのに必要な経費

5 日常生活の援助

④不動産担保型生活資金

現にお住まいの不動産を所有している高齢の方が、将来にわたりその住居に住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして貸付けします。

問い合わせ 上尾市社会福祉協議会 ☎048(773)7155

福祉資金の貸付け

福祉資金の貸付けは、一時的に生活が困難になった世帯へ、上尾市社会福祉協議会の資金の中で、民生委員の相談援助のもとに貸付けを行うものです。

ただし、貸付けには審査があり、ご希望にそえない場合もあります。

※現在や今後の収入状況の確認が必要です。無職無収入の世帯・生活保護受給世帯への貸付けはできません。

貸付限度額

5万円(1年以内に返済した場合は無利子、遅延した場合は延滞利息年3%)

問い合わせ

上尾市社会福祉協議会 ☎048(773)7155